

令和4年度 千葉支部事業計画（案）

目次

- ・令和4年度 千葉支部事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・P 1
- ・令和4年度 千葉支部事業計画における
K P I（重要業績評価指標）一覧表・・・・・・・・・・P15

令和4年度 千葉支部事業計画（案）

新（令和4年度）	旧（令和3年度）
<p>1) 基盤的保険者機能関係</p> <p>1. 健全な財政運営</p> <p>○中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</p> <p>○今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</p> <p>○各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係</p>

2. サービス水準の向上

- 現金給付のサービススタンダード（10日間）の遵守
- 郵送申請の促進
- お客様満足度調査等を踏まえたサービス向上の取組の推進

- K P I : ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.4%以上とする

3. 限度額適用認定証の利用促進

- 事業主、健康保険委員を通じた限度額適用制度に関する積極的な広報
- 医療機関等との申請書配置にかかる連携強化

4. 現金給付の適正化の推進

- 標準化した業務処理手順に基づく適正な審査
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な履行
- 不正申請が疑われる事案の重点審査と給付適正化 P T による対応

5. 効果的なレセプト内容点検の推進

- レセプト内容点検効果向上計画に基づいた内容点検の推進
- 効果的かつ効率的な資格・外傷点検の実施

【困難度：高】

2. サービス水準の向上

- 現金給付のサービススタンダード（10日間）の遵守
- 郵送申請の促進
- お客様満足度調査等を踏まえたサービス向上の取組の推進

- K P I : ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする

3. 限度額適用認定証の利用促進

- 事業主、健康保険委員を通じた限度額適用制度に関する積極的な広報
- 医療機関等との申請書配置にかかる連携強化

4. 現金給付の適正化の推進

- 標準化した業務処理手順に基づく適正な審査
- 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な履行
- 不正申請が疑われる事案の重点審査と給付適正化 P T による対応

5. 効果的なレセプト点検の推進

- レセプト内容点検効果向上計画に基づいた内容点検の推進
- 効果的かつ効率的な資格・外傷点検の実施

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた（※）。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※）電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- K P I : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする
（※） 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

6. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

- 多部位かつ頻回受診及び過剰受診（所謂「部位ころがし」）の加入者に対する文書照会の強化
- 柔道整復施術受診にかかる正確な知識の普及
- 不正申請が疑われる事案の速やかな厚生局への情報提供

- K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

- K P I : ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
- ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

6. 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- 多部位かつ頻回受診及び過剰受診（所謂「部位ころがし」）の加入者に対する文書照会の強化
- 柔道整復施術受診にかかる正確な知識の普及

4頁7.より移動

- K P I : 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

3 頁 6. に統合

7. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- 未回収保険証の文書、電話催告等の着実な実施
- 保険証適正使用の広報の実施
- 債権管理を徹底し、優先度に応じた対応の推進
- 保険者間調整の効果的かつ積極的な活用

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後 1 か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、令和 3 年 10 月から、これまで保険者間調整（※ 1）により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス（※ 2）の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

（※ 1）資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意の

7. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進

- 不正申請が疑われる事案の速やかな厚生局への情報提供

8. 無資格受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化、積極的な債権回収業務の推進

- 未回収の保険証の文書催告、電話催告の着実な実施
- 保険証の適正使用の広報の実施
- 債権の進捗管理を徹底し、優先度に応じた対応の推進
- 保険者間調整の積極的な活用

もに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。
（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

（※2）社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

- K P I : ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

8. 被扶養者資格の再確認の徹底

○被扶養者資格確認業務の確実な実施

- K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする

9. オンライン資格確認の円滑な実施

支部での計画はなし

○「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の周知・広報を実施する。

【重要度：高】

- K P I : ①日本年金機構回数分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

9. 被扶養者資格の再確認の徹底

○被扶養者資格確認業務の確実な実施

- K P I : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.3%とする

10. オンライン資格確認の円滑な実施

○オンライン資格確認の円滑な実施に向けた加入者へのマイナンバー登録の促進にかかわる周知・広報を実施

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。

10. 業務改革の推進

○マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底及び業務の標準化・効率化・簡素化の推進

○職員の意識改革の促進及び業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化による生産性向上

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

11. 業務改革の推進

○マニュアルや手順書に基づく業務の標準化・効率化・簡素化の推進

○業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と生産性向上

(2) 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

◇被保険者（40歳以上）（実施対象者数：417,092人）

・生活習慣病予防健診 実施率 62.3%（実施見込者数：260,000人）

・事業者健診データ 取得率 7.0%（取得見込者数：29,000人）

○生活習慣病予防健診実施機関の拡充

(2) 戦略的保険者機能関係

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

上位目標：糖尿病による新規透析者の透析導入時の平均年齢を 55.7 歳から 60 歳以上に改善する。

○「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

◇被保険者（40歳以上）（実施対象者数：412,450人）

生活習慣病予防健診実施率 60.6%（実施見込者数：250,000人）

事業者健診データ取得率 6.5%（取得見込者数：26,830人）

○生活習慣病予防健診実施機関の拡充

○健診・保健指導カルテを使用した効果的・効率的な受診勧奨

○事業者健診データの取得勧奨

○初めて健診対象の年齢を迎える加入者への意識付け

◇被扶養者（実施対象者数：106,965人）

・ 特定健康診査 実施率 33.7%（実施見込者数：36,000人）

○協会けんぽ主催のオプション集団健診の実施

○地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大

○GIS（地理情報）等を活用した受診勧奨

【健診実施率合計】

被保険者＋被扶養者（実施対象者数：524,057人）

実施率 62.0%（実施見込者数：325,000人）

- K P I：① 生活習慣病予防健診実施率を 62.3%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 7.0%以上とする
③ 被扶養者の特定健診実施率を 33.7%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指

○健診・保健指導カルテを使用した効果的・効率的な受診勧奨

○事業者健診データの取得勧奨

○初めて健診対象の年齢を迎える加入者への意識付け

◇被扶養者（実施対象者数：116,064人）

特定健康診査実施率 30.2%（実施見込者数：35,000人）

○協会けんぽ主催のオプション集団健診の実施

○地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大

○GIS（地理情報）等を活用した受診勧奨

【健診実施率合計】

被保険者＋被扶養者（実施対象者数：528,514人）

実施率 59.0%（実施見込者数：311,830人）

- K P I：①生活習慣病予防健診実施率を 60.6%以上とする
②事業者健診データ取得率を 6.5%以上とする
③被扶養者の特定健診実施率を 30.2%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

◇被保険者（特定保健指導対象者数：59,245人）

・ 特定保健指導 実施率 28.3%（実施見込者数：16,750人）

○特定保健指導実施機関等の拡充

○保健師の質の向上

○当日保健指導の実施機関の拡充

○ICT（情報通信技術）を活用した特定保健指導による利便性の向上

◇被扶養者（特定保健指導対象者数：3,384人）

・ 特定保健指導 実施率 14.8%（実施見込者数：500人）

○集団方式での健診と特定保健指導のセットによる実施

○特定保健指導実施機関等の拡充

○保健師の質の向上

【特定保健指導実施率合計】

◇被保険者（特定保健指導対象者数：55,934人）

特定保健指導実施率 21.1%（実施見込者数：11,803人）

○特定保健指導実施機関等の拡充

○当日保健指導の実施機関の拡充

○ICT（情報通信技術）を活用した特定保健指導による利便性の向上

◇被扶養者（受診対象者数：2,984人）

特定保健指導実施率 9.4%（実施見込者数：281人）

○集団方式での健診と特定保健指導のセットによる実施

○特定保健指導実施機関の拡充

【特定保健指導実施率合計】

被保険者＋被扶養者（実施対象者数：62,629人）

実施率 27.5%（実施見込者数：17,250人）

- K P I：①被保険者の特定保健指導の実施率を 28.3%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 14.8%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

◇未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,523人

○外部委託による二次勧奨の確実な実施

○医師会との連携によるCKD（慢性腎臓病）疑い者への受診勧奨

◇糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

○千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則った取組の実施

○健診実施機関及び腎臓専門医療機関との連携

- K P I：受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

被保険者＋被扶養者（実施対象者数：58,918人）

実施率 20.5%（実施見込者数：12,084人）

- K P I：①被保険者の特定保健指導の実施率を 21.1%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 9.4%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

◇未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,437人

○外部委託による二次勧奨の確実な実施

○医師会との連携によるCKD（慢性腎臓病）疑い者への受診勧奨

◇糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

○千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに則った取組の実施

○健診実施機関及び腎臓専門医療機関との連携

- K P I：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- 健康経営の普及促進及び健康な職場づくり宣言事業所の拡大
- 健康な職場づくり宣言事業所に対する充実したフォローアップの実施
- 関係団体等との連携強化

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ K P I : 健康宣言事業所数を 920 事業所以上とする

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- 健康保険制度や協会けんぽの取組内容について、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報を発信
- インターネット等を利用した新たな情報提供体制を構築
- 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組の強化

■ K P I : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 37.0%以上とする

3. ジェネリック医薬品の使用促進

- 健康経営の普及促進及び健康な職場づくり宣言事業所の拡大
- 健康な職場づくり宣言事業所に対する充実したフォローアップの実施
- 関係団体等との連携強化

■ K P I : 健康宣言事業所数を 700 事業所以上とする

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- 健康保険制度や協会けんぽの取組内容について、各種広報媒体による分かりやすくタイムリーな情報を発信
- SNS 等を利用した新たな情報提供体制を構築
- 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取組の強化

■ K P I : 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 35.0%以上とする

3. ジェネリック医薬品の使用促進

- ジェネリックカルテ等により阻害要因を明確にし、医療機関や調剤薬局に対する働きかけを強化
- 関係団体等との協力連携を強化し、統一感を持った広報を展開しオール千葉体制の取組を推進
- 安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進しているか確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、県の審議会等における積極的な意見発信
- 加入者に対しジェネリック医薬品の理解度向上のため、ジェネリック医薬品軽減通知や希望シールの配布などにも着実に取り組む。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- K P I : ジェネリック医薬品使用割合 (※) を年度末時点で対前年度以上とする

(※) 医科、DPC、歯科、調剤

4. インセンティブ制度の周知

- インセンティブ制度の仕組みや意義の理解を深める周知広報を実施

【重要度：高】

- ジェネリックカルテ等により阻害要因を明確にし、医療機関や調剤薬局に対する働きかけを強化
- 関係団体等との協力連携を強化し、統一感を持った広報を展開しオール千葉体制の取組を推進

- K P I : ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で 80.9%以上とする

4. インセンティブ制度の周知

- インセンティブ制度の仕組みや意義の理解を深める周知広報を実施

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015 や 『未来投資戦略 2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信

- 医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに効果的な取組の企画・立案を図る
- 地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて、各種会議において被用者保険の保険者の立場から意見を発信
- 医療データの分析結果等を活用しながら関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対する効果的な働きかけを行う。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

- K P I : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

6. 調査研究の推進

5. 医療データの分析に基づく効果的な取組の推進、地域の医療提供体制への働きかけ

- 医療費分析を行い、地域の課題を明らかにするとともに効果的な取組の企画・立案を図る
- 地域における効率的かつ充実した医療提供体制の構築に向けて、各種会議において被用者保険の保険者の立場から意見を発信

- K P I : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

- 都道府県、市町村等と連携した医療費等の分析や共同事業の実施の検討
- 医療費適正化の施策等の検討のための外部有識者を活用した調査研究等の実施
- 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

(3) 組織・運営体制関係

1. OJT を中心とした人材育成

- 管理者のマネジメント能力や職員のデータ分析能力を高め、組織基盤の底上げを図る

2. コンプライアンス及びリスク管理の徹底

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底
- 個人情報保護や情報セキュリティの適切な管理
- 大規模自然災害発生時に備えた訓練の実施

3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める

■ K P I : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

(3) 組織・運営体制関係

1. OJT を中心とした人材育成

- 管理者のマネジメント力や職員の企画力の更なる向上による組織全体の生産性向上及び人材力の底上げ

2. コンプライアンス及びリスク管理の徹底

- 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底
- 個人情報保護や情報セキュリティの適切な管理
- 大規模自然災害発生時に備えた訓練の実施

3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める

■ K P I : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について 20%以下とする

令和4年度 千葉支部事業計画におけるKPI（重要業績評価指標）一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

事業計画重点事項	KPI（重要業績評価指標）	令和2年度末実績		担当G
		千葉	全国	
1. 健全な財政運営	※KPIの設定なし			企画総務G
2. サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を100%とする	100%	99.53%	業務G
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96.4%以上とする	95.20%	94.80%	
3. 限度額適用認定証の利用促進	※KPIの設定なし			
4. 現金給付の適正化の推進	※KPIの設定なし			
5. 効果的なレセプト内容点検の推進	① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※） 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額	0.415%	0.318%	レセプトG
	② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	7,060円	5,377円	
6. 柔道整復施術療養費の文書照会の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.10%	1.12%	業務G
7. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化 及び債権管理回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする	91.28%	92.41%	レセプトG
	② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする	39.50%	53.40%	
8. 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を93.4%以上とする	92.1%	91.3%	業務G
9. オンライン資格確認の円滑な実施	※KPIの設定なし			企画総務G
10. 業務改革の推進	※KPIの設定なし			業務G

2. 戦略的保険者機能関係

事業計画重点事項	KPI（重要業績評価指標）	令和2年度末実績		担当G
		千葉	全国	
1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施				
i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診実施率を62.3%以上とする	53.7%	51.0%	保健G
	② 事業者健診データ取得率を7.0%以上とする	2.3%	8.0%	
	③ 被扶養者の特定健診実施率を33.7%以上とする	18.3%	21.3%	
ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率を28.3%以上とする	13.1%	—	
	②被扶養者の特定保健指導の実施率を14.8%以上とする	4.1%	—	
iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.4%以上とする	9.9%	10.2%	
iv) コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を920事業所以上とする	521	54,616	企画総務G
2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を37.0%以上とする	30.9%	45.3%	
3. ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で対前年度以上とする ※医科、DPC、歯科、調剤	80.7%	80.4%	
4. インセンティブ制度の着実な実施	※KPIの設定なし			
5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する	実施なし	実施あり/なし 30支部/17支部	
6. 調査研究の推進	※KPIの設定なし			

3. 組織体制関係

事業計画重点事項	KPI (重要業績評価指標)	令和2年度末実績		担当G
		千葉	全国	
1. OJTを中心とした人材育成	※KPIの設定なし			企画総務G
2. コンプライアンス及びリスク管理の徹底	※KPIの設定なし			
3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。	6.3%	15.5%	